

平成 14 年 4 月 16 日

阿南市長 野 村 靖 殿

阿南市公共下水道事業受益者負担金等審議会
会 長 近 藤 光 男

公共下水道事業（第 1 負担区）の受益者負担金について

（答 申）

平成 13 年 3 月 1 日、「公共下水道事業（第 1 負担区）の受益者負担金に関すること」について、諮問がありました。

下水道施設は、都市の最も基幹的な施設の一つであり、下水道の整備を推進することは、快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全等の観点から、阿南市にとって極めて重要な課題であります。

そうしたことから、下水道の整備には多額の経費と長い年月を要し、阿南市の財政運営への影響も懸念されますが、下水道の早期整備が望まれるところであります。

このような認識のもと、当審議会では、供用事業体の現地調査、県内外の下水道事業の運営状況に関する資料などを基礎としながら、平成 13 年 3 月以来 5 回にわたり、公共下水道の適正な運営を図るため、幅広い検討を行うと共に、慎重な審議を進めてきました。

当審議会が諮問を受けた事項は、公共下水道事業運営の根幹にかかわる非常に重要な問題であることから、中間報告段階の案を関係者に説明し、その関係者の意見、要望等を踏まえて答申を取りまとめるという方法を採用しました。

以上のことから、諮問のあったことについては、次の結論を得たのでここに答申いたします。

第1 基本事項

下水道は、都市の健全な発達、公衆衛生の向上、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的として整備されるものであるが、特に公衆衛生の向上、生活環境の改善については、下水道の整備効果の及ぶ区域が明確であり、したがって特定の者が特別の利益を受けるという特性を有している。

下水道整備に伴うこのような特別利益について、その利益相当額を回収し、それを下水道整備の一部に充当することによって住民の負担の公平を図ろうとするのが受益者負担金制度の基本的な考え方であり、当審議会としても同様の考え方から受益者負担金を徴収する必要性があると考ええる。

第2 個別事項

1 算定方式について

受益者負担金の算定方式には様々な考え方があるが、次のことから地積割方式とすることが適当である。

- (1) 下水道の整備により、特定の地域について環境が改善され未整備地区に比べて利便性、快適性が著しく向上し、結果として当該地域の土地の資産価値の上昇という利益が生じるため、その受益分については回収し事業費に充当するという観点
- (2) 事業区域内の土地面積は変動しないことから明確に負担金額を算定出来る点
- (3) 当該事業は、市街化区域における公共下水道事業として整備するものであり、その事業区域内においては、宅地等の土地所有面積も比較的平均化するなど都市的特性を有している点

なお、他方式についても検討を行ったが、単一定額方式については、土地の所有面積に関係なく一律に同一負担となり、整備区域全体の資産価値が上昇することを考えたとき所有者間で不公平が生じる。また、区分定額方式、比例方式では下水道利用の対価（利便性）を考慮しており、そうしたことは使用料で徴収することも可能であると判断する。

2 受益者の範囲について

国土交通省の示す標準条例案及び下水道財政研究委員会の提言では、受益を土地の資産価値の上昇という点でとらえ受益者の範囲を次のとおり規定している。

「受益者とは、公共下水道の排水区域の土地所有者とする。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定されたものを除く。）の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人である。」

本市においても、この考え方に基づき受益者を定める必要がある。しかし、使用貸借権及び賃貸借権は債権であるため不動産登記簿等にて確認できず、権利的にも強い権利ではないこと、また、個々の契約実情においては、市において一方的に受益者として認定することが必ずしも適当ではない事由が考えられることから、受益者の協議により納付義務を負う受益者を決定する受益者申告主義を取ることが適当である。

3 対象経費等について

国の諮問機関である下水道財政調査委員会は、負担金額の算定について「受益の範囲内で事業費の一部を負担するという原則に立脚しつつ、例えば末端管渠整備費相当額を目安とすることが適当である。」と提言している。また、他自治体の状況においても、末端管渠整備費相当額を対象経費としているところが多くなっている。

末端管渠整備費の定義は明確にされていないが、他自治体の状況によれば補助適用外の単独污水管渠事業費を対象経費としているところが多くなっている。

本市においても、受益の範囲内で事業費の一部を負担することから、また、受益（土地の資産価値の増加）が末端管渠の整備によって現実化することに着目して末端管渠整備費相当額（単独污水管渠事業費）を負担金の対象経費とすることが適当であると判断する。

なお、雨水分については、公共的要素の強い点を考慮し、これに係る事業費を対象経費より除外することが妥当である。

単位負担金額については、前述の単独污水管渠事業費から、通常地方交付税により補填される地方債の1/2を控除した額を負担区面積で除して得た一平方メートル当たり725円を基本とし、設定することが適当である。

4 徴収猶予について

徴収猶予については、国土交通省の示す標準条例案の中でも示されているが、土地の状況によるものと、受益者の状態によるものがある。

土地の状況によるものについては、資産価値の上昇が顕在化する宅地及び宅地化されることが確実に見込まれる雑種地（所有者の申し出により、公共污水ますを設置するなど。）以外の地目について適用することが適当である。なお、地目の判断基準については、固定資産課税台帳の現況地目により判断するなどの検討が必要である。

受益者の状態によるものについては、固定資産税の徴収猶予制度等を参考に設定するなどの検討が必要である。

5 減免対象について

負担金の減免は、主に公共用地、公用地についてなされている。これは、公共用地、公用地については、そうした土地に負担金を賦課することで税金を使うことは施設の性質にもよるが好ましくないとの解釈を根拠としている。

他自治体の減免制度については、「国有地等に対する下水道事業の受益者負担金の取り扱いについて」という国土交通省の通達を基にしており、大筋ではほとんど同一の内容となっている。

本市においても、この文書通達の内容を基準として定める必要がある。

6 納期・報奨金について

納期については、納付者の一時的な金銭負担の軽減を図ることから、小額多数回に分割する方が望ましい。

報奨金については、この制度の見直しの傾向があるが早期に財源の確保を図ること、また、事務経費の軽減等を考慮し必要最低限の範囲で支給することも検討されたい。

以 上